

〈定期刊行物レビュー〉

2007年6月～8月

保 険

○保険はオペレーショナル・リスクのヘッジ手段としてきわめて有効（マーク・S.ジョンソン） （週刊金融財政事情 2007.7.16：金融財政事情研究会）

金融機関の自己資本比率を算出する国際ルールである BIS 規制は、2004年に公表された「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（新 BIS 規制、いわゆるバーゼルⅡ）で改正され、自己資本比率の算出において、今までの信用リスクと市場リスクに加え、新たにオペレーショナル・リスクが追加されることとなった。新 BIS 規制は、わが国では 2007年4月1日に実施（先進的計測手法については 2008年4月実施）のスケジュールとなっている。

ロイズ・シンジケートの金融機関ビジネス委員会会長である本稿の筆者は、新 BIS 規制において、先進的計測手法（AMA）を採用した金融機関では、オペレーショナル・リスクの 20%相当額を限度に保険でヘッジすることができることを、その決定経緯とともに紹介している。そして、欧米の金融機関においては過去、クライム、D&O、E&O などオペレーショナル・リスクのヘッジに有効な保険を購入してきた歴史などをあげながら、金融機関のオペレーショナル・リスクのヘッジ手段として保険が有効であることを説いている。

○テロリズムリスクと保険制度について（羽原敬二）

（保険学雑誌第 597 号 平成 19 年 6 月：日本保険学会）

本稿は、ブエノスアイレスで開催された第 12 回 AIDA 世界大会の第一のテーマである「保険、再保険、テロリズムの衝撃」について、関西大学教授である筆者が報告内容に追加・修正を施しまとめたものである。

2001年9月11日の同時多発テロリズム事件以前はテロリストによる損害が非常に過小評価されていたため、テロリズムは保険の単独種目にはなくほとんどの約款・契約書類に記載されていなかったが、本事件の反動として多くの保険者が超大規模テロリズムを免責と宣言した。保険制度によってテロリズムに対処するためには、事件の発生可能性と影響を予測して、支払能力を確保するなどリスクの効率的な分散が必要である。適切な手段を開発することによってリスクは予測可能となるが、再保険、共同保険、準備金などの従来の方法では超大規模テロリズムに対する支払能力を十分に確保できず、大規模災害ボンド等の証券化手法も正確なリスク評価にコストがかかるため限界がある。

そこで、米国、英国、フランス、ドイツにおける政府支援付テロリズム保険制度を紹介したうえで、テロリズムリスクの最終的なリスクマネージャーは各国政府であることを認識し、政府支援のリスク処理システムを構築する必要があるとまとめている。

銀 行

○金融機関における業務継続体制の強化に向けて（富永 新）

（リージョナルバンキング 2007.7：第二地方銀行協会）

日本銀行金融機構局において長年システムリスク管理を担当してきた筆者が、日銀が2007年3月にまとめた主要84行のアンケート調査結果のポイントを紹介し、金融機関における業務継続体制整備の現状と課題を説明している。

この中で、筆者は、特に地方銀行の問題として、被災想定シナリオについて「要員が業務に従事できなくなるシナリオまたは地域へ立ち入れなくなるシナリオ」を想定済みの銀行が少数に留まること、バックアップ施設としてオフィスの確保済みが2割に留まり、要員面でも「要員の見積りは今後の課題」とする銀行が多いこと等をあげている。さらに、金融庁の監督指針に掲げられた「当日中の復旧」について、地方銀行は一部を除き、システムインフラを含めこの水準に達していないとし、現状とのギャップの把握、業務改善計画や緊急連絡先の相互開示等も課題としてあげている。

○反社会的勢力介入排除に向けた取組み強化の申合せについて（コンプライアンス室）

（金融 2007.8：全国銀行協会）

全国銀行協会コンプライアンス室が、反社会的勢力介入排除に向けた政府の取組み状況および7月24日の同協会理事会で行った全銀協申合せ等について説明している。

この中で、政府が取りまとめた被害防止のための指針の「基本原則に基づく対応」として、①対応部署や社内体制の整備、②取引先が反社会的勢力と判明した場合の速やかな取引停止、③反社会的勢力に関する情報のデータベース構築があげられていることを紹介している。そのうえで、全銀協では、申合せにおいて、全銀協の「行動憲章」の趣旨を改めて確認するとともに、①反社会的勢力に関する情報収集と情報共有化の体制構築、②反社会的取引と判明した場合等の契約解除を可能とするための規定の整備等を含めた対応、③警察当局や外部専門機関との連携強化の3点の諸施策について、検討に着手することを確認したと説明している。

○リスク商品販売の取組みと留意点（内田 芳樹）

（信用組合 2007.9：社団法人 全国信用組合中央協会）

MDP ビジネスアドバイザー社代表で、ニューヨーク州弁護士資格も持つ筆者は、金融商品取引法の2007年9月末の施行に伴って、金融機関による変額保険等を含むリスク商品の販売に係る留意点を説明している。

筆者はこの中で、①金融商品取引業者と同様に信用金庫が登録金融機関として登録すればリスク商品の販売が認められるようになったが、行為規制に違反する行為を行えば、登録の取消し・抹消が行われる構造になっており、行政処分もはるかに容易に

行える構造となっていること、②金融商品ごとにそのリスク特性を分析し、これらのリスク特性に対する適合性を有する顧客のタイプを類型化したうえで、これらのタイプの顧客に対して適切に勧誘が行われているか、検証できる行内体制の整備が重要であること、③PDCA サイクルによる金融機関の改善活動が求められ、役職員による説明管理態勢の整備のために、各種モニタリングの記録を残して後日検証できる態勢整備等が求められること、などをポイントしてあげている。

証 券

○ネット・トレーダー向け総合サイトを志向するインターネット証券会社（福田 徹）

（証券レビュー第 47 巻第 7 号 2007.7：財団法人日本証券経済研究所）

インターネットを通じた株式取引は、1998 年の登場以来急激に拡大し、個人投資全体の 9 割弱の割合を占めるまでに至っている。

本稿では、まずインターネットを通じた株式取引の現状について整理したうえで、証券会社は、飽和状態にあるインターネット取引について、新たなビジネス・チャンスを開拓するべきだとしている。次に多くのインターネット証券会社が取り扱い始めた株式先物・オプション取引、外為証拠金取引に関して、市場における現状とインターネット証券会社の収益に対して与える影響について解説している。

最後に、これらの取引をまとめて取り扱うネット・トレーダー向け総合サイトを志向する戦略について、その目的の一つである投資資金を集中することによる顧客のメリットについて整理し、さらに制度の変更や新たなサービスの追加によってもたらされる証券会社へのシナジー効果を一層高める方策を示唆している。

○欧州系外国人投資家の動向（2005 年～2006 年）について

—オイルマネーの日本株売買をめぐって—（代田 純）

（証券経済研究 第 58 号 2007.6：財団法人日本証券経済研究所）

2005 年から 2006 年にかけて、日本の株式市場において欧州の外国人投資家を中心として、外国人投資家のシェアが上昇し、2005 年は 45%前後、2006 年には 55%前後に達した。従来、欧州の外国人投資家は、イギリスの年金基金や投資信託、独仏など大陸の投資信託などが大きな役割を果たしてしたが、この時期の売買増加はこれら既存の投資家だけでは説明しきれない規模であった。

そこで、著者は原油価格上昇に伴うオイルマネーの流入という仮説をたて、限られた情報という制約の中で、サウジアラビア通貨庁およびノルウェー銀行についてオイルマネーの動向を分析している。

その結果、著者は、ノルウェーの石油収入を公的年金に積立て運用しているノルウェー銀行が、2006 年における日本の株式市場での外国人投資家のシェア増加の一因であったと見ている。